

信州の屋根ソーラー事業者認定制度 Q&A

◆制度全般

Q1 この制度で認定を受けるメリットは何ですか。

A この制度は、信州屋根ソーラーの普及促進に取り組む太陽光発電システムの販売・施工事業者について県が認定、公表することで、事業者の普及活動をバックアップするとともに県民の皆さんがシステム等の導入に当たり、身近なお店に相談しやすい環境を整えていく取組です。

Q2 県は、認定事業者について、どのように周知するのですか。

A 長野県の公式ホームページに認定事業者の一覧を掲載するとともに、販売・施工が可能な対象区域（市町村名）や取扱メーカー名、アピールポイントについても併せて掲載します。

また、「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」（建物ごとに太陽光発電等の発電量・電気節約額のデータが確認できるWEBシステム）上でも、近隣の認定事業者として表示・紹介します。

Q3 認定事業者の公表・周知以外にも支援策を講じる予定はありますか。

A 現在までのところ具体的な支援策はありませんが、認定事業者の方には、「2050 ゼロカーボン」に向けて、太陽光発電システム等の普及拡大に関する積極的な役割が期待されることであり、県としても連携・協力し、支援を検討していく予定です。

Q4 認定を受けたいための条件は何ですか。

A 認定を受けることができるのは次の条件に該当する事業者の方です。

- ・ 住宅屋根太陽光発電設備の販売又は施工事業者で、県内に本店を置くもの
- ・ 住宅屋根太陽光発電設備の設置について、販売又は施工に関する契約実績を有するもの（※契約実績がない場合でも、適切に販売又は施工を行う事業者として2者以上の認定事業者からの推薦があれば申請することができます。）
- ・ 法令の遵守や製品に関する適切な説明・施工、一定期間のアフターフォローの実施等に関する誓約書を提出するもの

※ 上記のほか、暴力団関係者、県税等の滞納がない者等であることが必要です。

Q5 県内に本店がないが、支店や営業所を置く場合でも対象となりますか。

A 県内に本店を置くことが要件になります。

◆契約実績

Q6 契約実績は、新築住宅、既設住宅への設置のどちらも対象になりますか。

A どちらも実績に含むことができます。

Q7 蓄電池、V2H のみの設置は契約実績に含めてよいですか。

A 実績に含むことはできません。

Q8 取次店の場合でも契約実績に含めてよいですか。

A 実績に含むことができます。契約実績が分かる資料をご提出ください。

Q9 住宅以外(小規模事業所など)の建物への設置についても契約実績に含めてよいですか。

A 実績に含むことはできません。契約実績は、住宅用太陽光発電とし、出力が10kW未満の太陽光発電システムとなります。また、野立て・カーポートなどの建物以外への設置は契約実績に含むことはできません。

Q10 契約実績の確認はどのように行いますか。

A 契約実績の分かる書類を提出していただきます。具体的には契約書やメーカーが発行する製品保証書等が該当します。実績が確認できるものなら書類の種類は問いません。

Q11 契約実績は何件分提出すればよいですか。

A 最低で1件分を提出していただきます。例えば、過去10件の契約実績を有していても、1件分の提出で構いません。

◆推薦

Q12 認定事業者から推薦を受けるために何か条件がありますか。

A 太陽光発電設備の販売事業者又は施工事業者としての実績はない場合でも、契約実績を有する認定事業者から適切に販売又は施工できる者として確認されれば推薦を受けることができます。

Q13 推薦を受けて認定を受けた事業者が、推薦者となることはできますか。

A できません。推薦ができる認定事業者は、契約・販売実績を有する事業者に限ります。ただし、状況報告書を提出し実績が確認できれば、それ以降は推薦者となることができます。

Q14 実績のない事業者を推薦した認定事業者は、何かしらの責任を負うことになりますか。

A 特別な責任を負うことはありませんが、推薦先が不適切な行為を行い、認定を取り消された場合は、その後、推薦をした認定事業者からの推薦を認めない場合があります。

◆誓約書

Q15 どのようなことについて誓約をするのですか。

A 誓約書の様式(1-2)をご確認ください。内容をよくお読みいただいた上で、安全な施工や適切な販売について誓約していただくこととなります。

Q16 誓約書の記載事項を守らなかった場合はどうなりますか。

A 認定が取り消されることがあります。

◆申請手続等

Q17 認定を受けるための手続について教えてください。

A 認定を希望する場合は、認定申請書（様式1）に次の書類を添えて、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室あてにメール又は郵送で提出してください。（具体的な申請方法は「申請方法の手引き」をご確認ください。）

- ・ 申請事業者概要書（様式1-1）
- ・ 販売・施工の履行に関する誓約書（様式1-2）
- ・ 販売・施工の契約実績が確認できる書類（契約書・保証書の写し等）
- ・ 県内に本店を置くことが確認できる書類（商業・法人登記簿謄本等）
- ・ 直近の県税の納税証明書

申請が適当と認められる場合は、認定証とステッカーを申請者に送付します。ステッカーは店頭に来店者からよく見えるところに掲示してください。

Q18 県内に本店を置くことが確認できる書類は何を提出すればよいですか。

A 具体的には、商業・法人登記簿本等が該当します。申請者が個人事業者である場合には、これに準ずる書類（確定申告の写し等）を提出していただくことになります。

Q19 認定に有効期間はありますか。

A 原則として3年間です。（期間の末期は、認定のあった日から2年が経過した後の最初の3月31日となります。）

Q20 認定は更新できますか。

A 認定の更新を希望する場合は、認定期間が満了する日の30日までに、改めて「認定更新申請書」を提出することで、更新ができます。ただし、認定期間中に契約実績がなかった場合や、認定条件を満たさなくなった場合には、更新されません。

Q21 認定が取り消されるのは、どのような場合ですか。

- A 認定事業者が、次のいずれかに該当した場合、認定が取り消されることがあります。
- ・ 廃業又は破産したとき
 - ・ 申請時の要件を満たさなくなったとき
 - ・ 誓約書の内容を遵守しなかったとき
 - ・ 不正又は著しく不当な行為を行う等、県が認定を取り消すことが相当と認めたとき。

◆勉強会

Q22 「ゼロカーボン施策に関する勉強会」とはどういった内容のものですか。

A 県や指定する関係団体による2050年ゼロカーボンを目指すため施策説明会や太陽光発電普及に向けた学習会などを想定しております。